

あんかん
テキスト

安全運転管理のために
損害賠償の知識



2005

社団法人 **日本損害保険協会**

はじめに

企業に損失を与える危険＝リスクは、多種多様です。リスクには、発生頻度の高いもの、損失程度の大きいものがあり、それぞれしっかりした対策を講じておかないと、企業の経営を危うくするかもしれません。

このテキストのテーマである交通事故は発生頻度の比較的高いリスクです。また、人身事故による賠償額の高額化を考えると、損失程度も大きいリスクです。ですから、運転管理の仕事は企業経営の重要なマネジメントの一つです。

もちろん安全運転は、自動車を運行する者（あなたの会社）の社会的責任です。だからこそ道路交通法は、企業に運転管理業務の遂行を義務づけているわけですが、企業人である読者の方には会社のリスクマネジメントとして重要な業務を担っているのだという意識を持っていただくことも「いい管理」への意欲を強化するために役立つことと思われます。

事故が起きたとき避けて通れないのが損害賠償の問題ですが、正しい損害賠償の知識を持っている方はまだまだ少ないようです。事故の発生から解決までの示談のプロセスや損害賠償に関する知識を持つことは、安全運転の意識を高める効果があると考えられます。安全運転のリーダーであるあなたから、まわりの人たちに正しい知識を広めていただきたいと思います。

この小冊子が交通安全指導のうでいささかなりともお役に立てれば幸いです。

2005年4月

社団法人 日本損害保険協会



このテキストで紹介している自動車保険は、損害保険会社において取り扱っている保険の一例を掲載したものです。したがって、商品内容、保険料、引受方法、保険金の支払い条件等につきましては、損害保険会社により異なる場合がありますので、詳しくは損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

目次



イラストクイズ 交通事故の賠償リスク	2
I. 交通事故における企業の賠償責任	4
1. 社有車の管理だけでは不十分	4
2. すべての賠償問題の基本は民法	5
3. 対人事故では自賠法が優先	6
4. 民法と自賠法では立証責任が逆転	7
II. 示談から裁判まで	8
1. 大部分は示談で解決	8
2. 手続きが簡単な調停	10
3. 裁判所も勧める和解	11
4. 過失相殺	12
①過失相殺とは	12
②自賠責保険と任意保険の関係	14
III. 交通事故による損害賠償に備える保険	15
1. 自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）	16
①対人賠償が対象	16
②支払われる損害の内容	16
③保険金の請求方法	18
④保険金請求に必要な書類	19
2. 任意の自動車保険	20
①対人賠償保険	20
②対物賠償保険	21
3. その他の交通事故リスクに備える保険	22
①自損事故保険	22
②無保険車傷害保険	22
③搭乗者傷害保険	22
④車両保険	22
⑤人身傷害補償保険	22
4. 交通事故と社会保険	23
5. 万一、事故が起こったときのご注意	24
〈参考資料〉本テキストに掲載されている法律	25

■■■ イラストクイズ ■■■

交通事故の賠償リスク

交通事故による企業の賠償責任は、
リスクマネジメント（危険管理）にとって重大な問題です。
次のようなケースでは、はたして企業は賠償責任を負わなければならないかどうか
考えてみましょう。

Q1

会社からの指示によってマイカーで通勤していたところ、一時停止の規制があるにもかかわらず、違反して交差点に進出し、反対から走行してきたトラックと衝突してしまった。事故を起こした従業員は、通勤手当としてガソリン代相当の金額の支給を受けており、通勤以外には自動車を使用していなかった。この場合、会社には使用者責任があるのだろうか？

（判例：神戸地裁、平成10年5月21日判決）



Q2

休日に友人の引越し作業を手伝うため、会社から会社所有の自動車を借りて運転していたところ、交差点で注意義務を怠ったことから他の自動車と接触してしまった。この場合、会社には使用者責任があるのだろうか？

（判例：名古屋地裁、平成11年1月18日判決）



マイカーで出勤後、勤務時間中にガソリンを入れるため、そのマイカーを運転して外出したところ、交差点で右折する際に直進してきたバイクと衝突してしまった。この場合、会社は使用者責任はあるのだろうか？なお、従業員のマイカーは業務に使用していたこともあり、会社側はそれを禁止していなかった。

(判例：大阪地裁、平成11年7月23日判決)



Q3

マイカー通勤を禁止し、勤務時間内に業務で自動車を使用する場合は、会社の自動車を使用することになっていた。それにもかかわらず、マイカーで通勤し、勤務時間中に会社に許可を得ずに新店舗の下見のために外出後、食事と飲酒をした。その帰宅途中に対向車と衝突してしまった。この場合、会社に使用者責任はあるのだろうか？

(判例：東京地裁、平成8年2月14日判決)



Q4



※クイズの答えと解説は7ページをご覧ください。

I

交通事故における企業の賠償責任

－民法上の責任と自賠法上の責任との違いに要注意－

交通事故を起こすと、運転者は刑事責任、行政責任、民事責任と三つの責任を問われます。このうち、刑事責任と行政責任は、普通は企業には無関係ですが、民事責任（賠償責任）は企業にも多くの場合にかかわってきます。ここでは賠償責任についてみていきます。

1 社有車の管理だけでは不十分

交通事故を起こして他人に損害を与えれば、その損害を賠償する責任が生じます。この賠償責任は、事故を起こした本人である運転者個人にあるのは当然ですが、運転者が勤務する企業も責任を負わされるケースが非常に多いのです。

交通事故の賠償問題は、企業の危険管理上、社有車に限って考えれば十分と思われがちです。しかし、現実には、従業員個人の車あるいは貸用車、関連企業の車による事故の責任まで負わされる場合があるので、社有車の管理だけでは不十分ということになります。

危険管理のためには、賠償責任についての基本的な法律知識をしっかりと頭に入れておくことが必要といえます。



2 すべての賠償問題の基本は民法

賠償責任全般を定めた法律は民法です。**民法第709条**（25ページ参照）では、故意または過失によって他人に損害を与えた者は、その損害を賠償する責任があると定めています。これは**不法行為責任**といわれるもので、交通事故の場合、当事者である運転者にまずかかってくる責任です。

従業員の起こした交通事故の賠償責任が企業にまで及ぶかどうかを規定するのは、**民法第715条**（25ページ参照）です。ここでは、被用者（従業員）が業務に従事していて、他人に損害を与えた場合、企業が賠償責任を負わなければならないと定めています。これは**使用者責任**といわれています。

被害者は、賠償責任のある相手には誰にでも賠償請求することができます。一般的には従業員個人より企業のほうが賠償資力は大きいので、被害者としては、使用者責任を追及できる場合は企業を相手に賠償請求することになります。

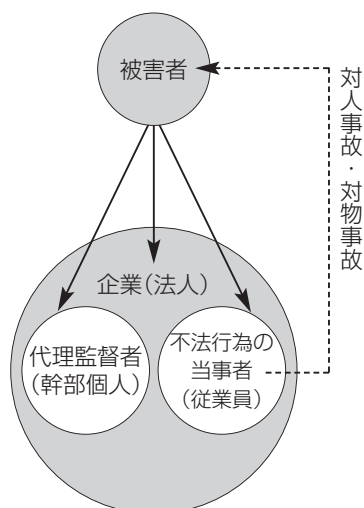
企業の賠償責任を考える上で重要なポイントは、**立証責任**です。**民法第709条**では、故意または過失があったことを**被害者が立証**しなければなりません。民法第715条では従業員の起こした事故の賠償責任を免れるためには、**使用者が業務の監督について過失がなかったことを立証**しなければなりません。しかしながら、この立証は事実上不可能に近いのです。

というのは、民法第715条における**相当ノ注意**とは、**事故を起こさせないために十分な注意**を意味します。事故を起こしてしまえば、注意が十分であったことを証明するのは大変困難だからです。

なお、交通事故の裁判事例としてはレア・ケースですが、この使用者責任が、**代理監督者責任**といわれる企業の幹部個人に及ぶ場合もあります（民法第715条第2項）。

■民法上の賠償責任

被害者は責任のある下の3者のだれにでも賠償請求できる



3 対人事故では自賠法が優先

自動車損害賠償保障法（自賠法）は民法の特別法で、民法に優先して適用されます。ですから対人事故の賠償責任では、自賠法の考え方をよく理解しておかなければなりません。自賠法の大きな目的は、人身事故による損害賠償を補償して被害者の保護・救済を図ることです。

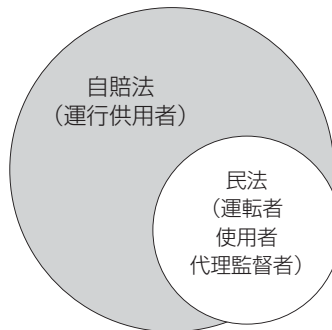
そのため、自賠法が適用されるのは、対人事故についてであって、対物事故には適用されません。対物事故の場合には、民法の不法行為責任によりますから、混同しないようにすることが大切です。

なお、自賠法では、賠償責任を負う者を**運行供用者**とし、民法よりもその範囲を拡大しています（自賠法第3条（26ページ参照））。

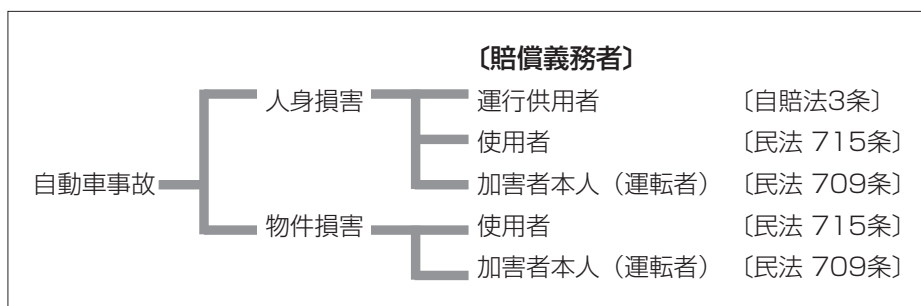
運行供用者は、たとえ直接自分が起こした事故でなくても賠償責任を負うこととなります。

雇い主は、5ページの利用者責任とこの運行供用者責任があるので、従業員の業務中の対人事故に対して賠償責任を負うことがあります。

■賠償責任を負う者



■賠償責任と賠償義務者



4 民法と自賠法では立証責任が逆転

対人事故の賠償責任に関して、もう一つ自賠法が民法と大きく異なる点があります。それは不法行為の立証責任が被害者・加害者のどちらにあるかということです。

民法第709条では、加害者に故意または過失があったことを被害者が立証しなければなりません。自賠法では、被害者に立証責任はありません。対人事故では、被害者の賠償請求権は原則的に認められる権利なのです。

逆に加害者が賠償責任を免れるためには、次の三つの条件を証明しなければなりません。

- (1) 自己および運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
- (2) 被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
- (3) 自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと

しかしながら、この三点を立証することは、非常に困難ですから、実際上は、これは**無過失責任**に近いもの（相対的無過失責任）といえます。

イラストクイズの答えと解説

Q1 (会社に賠償責任あり)

民法第715条による会社の責任が発生するのは、従業員が会社の事業の執行について第三者に損害を与えたことが条件となります。判例では「事業の執行」について、従業員が自家用車による通勤途上に交通事故を起こした場合には、会社がその自動車の使用を命令、助長するなど、自家用車による通勤と会社の業務との間に強い関連性が認められない限り、その運転行為は事業の執行とはいえないとされました。本事故の場合、会社からの指示によってマイカーで通勤していたことから、事故を起こした従業員は会社の具体的な指揮命令下に行動していたとされ、自家用車による通勤と会社の業務との間は、強い関連性が認められ、会社は損害を賠償する責任があるものとされました。

Q2 (会社に賠償責任あり)

判例では、休日に友人の引越し作業を手伝うた

めに会社の自動車を使用したことは会社の「事業の執行」に当たること、およびたとえ従業員が会社に無断で自動車を借りたとしても、「事業の執行」を否定することにはならないとされました。

Q3 (会社に賠償責任あり)

判例では、私用のためにマイカーを運転していたとしても、「事業の執行」によって事故が発生したとされ、会社に使用者責任が生じるものとされました。

Q4 (会社に賠償責任なし)

判例では、新店舗の下見の意図があったものの、従業員が私的に飲酒に出かけ、その帰宅途中の事故であること、会社が従業員に対してマイカーの使用を許可していないことから、客観的に見ても、従業員の運転行為が会社の「業務の執行」には当たらないとされました。

従業員の起こした事故によって会社に使用者責任が生じるか否かは個々の事案によって異なりますので、注意が必要です。

II

示談から裁判まで

損害賠償の問題は実務としてはどうなるのか、問題解決の方法を整理してみましょう。

賠償問題の解決方法には9ページで図示したように『示談』、『調停』、『訴訟』の三つがあります。

1 大部分は示談で解決

交通事故における紛争は、多くの場合、示談によって解決しています。示談は、当事者間の交渉によって示談金（賠償金）の額や支払方法など、示談の条件について話し合い、合意に達すれば示談書を作成し、示談金が支払われて、円満解決となります。

ところで、示談交渉では示談金の額がポイントになります。交通事故の賠償問題に不慣れな当事者どうしでは、妥当な額を決めるのは容易ではありません。そこで、法律の専門家である弁護士の助けを借りるのが最良の方法なのですが、交通事故は人身事故だけでも1年に100万件近い数であり、賠償問題も大量処理しなければならず、時間がかかること、被害者保護のためにも早期解決によって、被害者にできるだけ早く賠償金を支払う必要があること、その賠償金は一般的には保険金でまかなわれることから、示談交渉は損害保険会社に相談しながら進めることが肝要です。

なお、ご契約の自動車保険によっては、損害保険会社の示談交渉サービスをご利用いただけますので、ご確認ください。

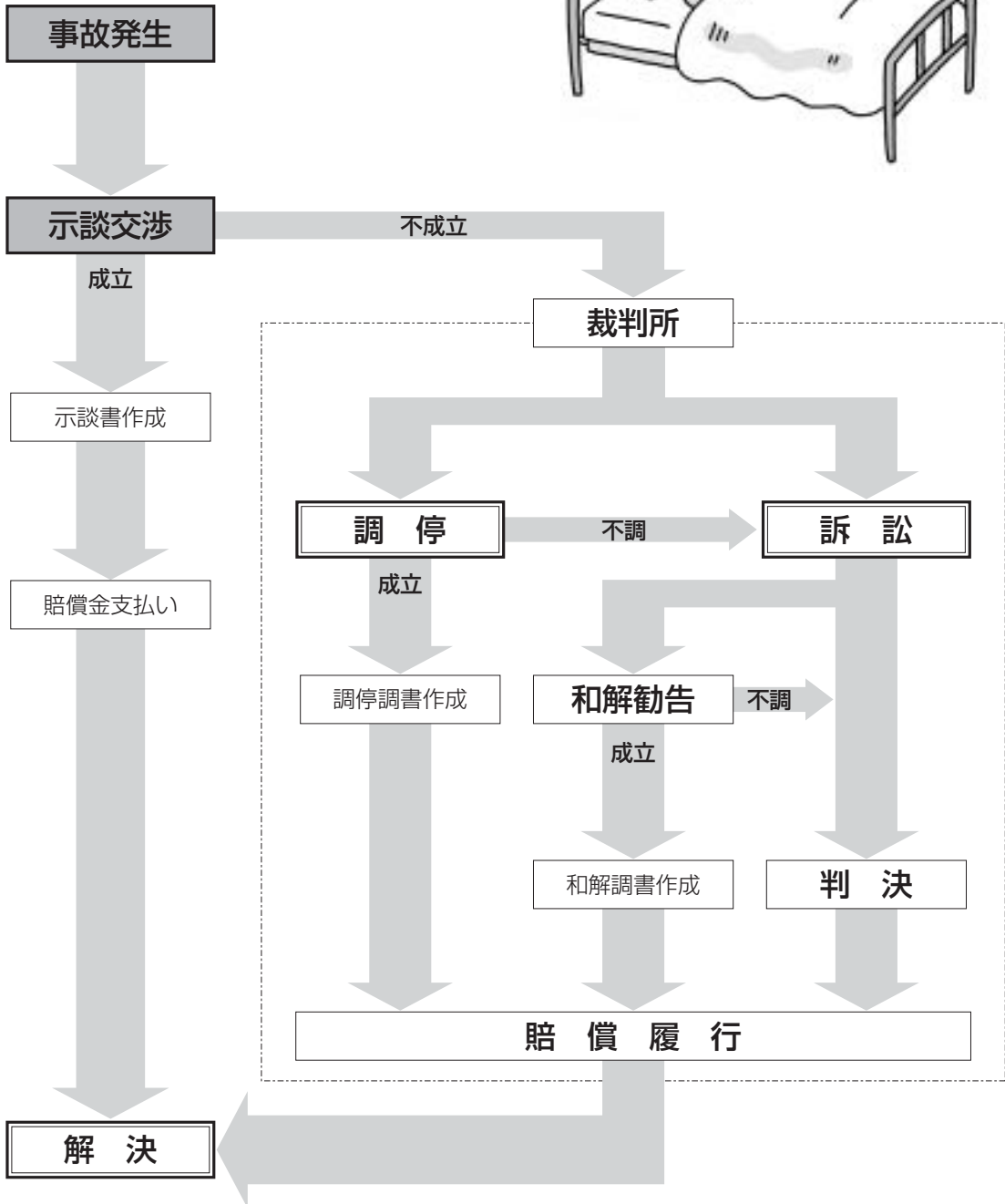
■誠意が大切

損害保険会社が加害者に代わって示談交渉サービスを行うには、被害者に了解していただくことが前提となっています。損害保険会社の示談交渉サービスは、被害者にとっても、賠償金を早く手にすることができるので、同意が得られることが多いですが、時には拒否されることもあります。

たとえば、事故後に一度も加害者が見舞いに来ない、見舞いに来て「あとは保険会社に任せてあるから」と言ったきり、その後何の連絡もなく、感情を害してしまって同意しないというケースです。ですから、示談で円満に解決するためには、誠意をもって被害者を見舞い、事故による感情の高ぶりを静めてもらうよう努力することが大切です。

見舞いの時の言動も大切です。なんでもかんでも払うような言い方をしたために、後でトラブルとなるようなことがあります。また、長居をしたり、話しながら笑い過ぎたりというようなことで、逆に誠意を疑われることもあります。

要は相手の身になって考えることが基本です。



■示談書の内容

示談書は、後日の争いを避けるために示談の内容を文書にまとめておくものです。示談書の形式は自由ですが、内容としては、次の7項目を記載します。これらを漏れなく記載できる示談書用紙が損害保険会社に用意してありますので、利用されると便利でしょう。

- (1) **当事者名**……企業の場合は、責任当事者が企業であるか、個人であるか、ハッキリわかるように書きます。また、本人と代理人を明確に区別します。
- (2) **事故発生日時・場所**
- (3) **事故状況**……事故状況の内容を簡明に。同時に、損害賠償をめぐる双方の権利・義務関係を明記します。
- (4) **示談内容**……賠償金の額および支払方法を明記します。
- (5) **確約条項**……被害者側は加害者が約束に違反したときの義務を定めた**違約条項**（支払遅延の場合の加算金など）を、

■示談書の書式例

示 談 書	
当事者 (甲)	住 所
	氏 名 車名 年式
当事者 (乙)	運転者 氏 名 登録 番号
	住 所
	氏 名 車名 年式
	運転者 氏 名 登録 番号
事故発生日時	平成 年 月 日 午 前 後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
示談内容	1. 2. 3.

上記事故に関しては、両者協議の結果、上記条件により示談が整い解決いたしましたので、今後本件に関し、いかなる事情が発生いたしましても、双方異議の申立をしないよう連署のうえ誓約いたします。

平成 年 月 日

当事者(甲) 住所 _____ 印
 氏名 _____

当事者(乙) 住所 _____ 印
 氏名 _____

加害者側は後日に尾を引かないように**権利放棄条項**（今後この件に関し、この約定以外はいっさい請求しない旨）を入れておくのがふつうです。

(6) **作成年月日**

(7) **署名・捺印**

2 手続きが簡単な調停

当事者どうしの示談交渉で合意に達しないときは裁判所の力を借りることになります。これには、調停と裁判（訴訟）の二つがあります。

調停は、迅速妥当な解決を目的とした制度で、具体的には相手方の住所または居所を管轄する簡易裁判所に調停を申し立てればいいのです。手続きは簡単で、法律の専門家でなくてもできます。

調停期日に出頭すると（調停主任判事1名と調停委員2名以上で構成する調停委員会からの呼び出しがあり、当事者は出頭義務があります）調停委員会が両者の言い分を聞きながら、折り合いのつくような案を考え、まとめ役を務めてくれます。いわば法律の専門家が間に入った示談です。

調停が成立すると、調停調書が作られますが、それは、裁判の確定判決と同じ効力を持ちます。ですから、調停内容を履行しない場合、賠償請求権者は差押えをすることもできます。

■少額訴訟制度

訴額60万円以下の金銭請求事件について、少額訴訟事件として提訴することにより、本人のほか同行証人の証言や書証など即時取調べ可能な証拠に限って証拠調べをし、原則として1回の期日で審理を終えて即時判決を言渡すものです。

3 裁判所も勧める和解

示談がまとまらず、調停も不調に終わったということになると、最後の解決方法は裁判ということになります。

裁判となると、法律の素人には手に負えませんから、通常は弁護士に依頼して手続きをとります。

裁判は、数回から10数回の口頭弁論、証拠調べを経て判決ということになりますから、解決までに時間がかかります。

交通事故というのは、一方が100%悪いというケースは少なく、双方に過失があるのがほとんどです。ですから、お互いの主張を貫くことばかり考えると、話はこじ

れ、解決は長引き、結果として後味の悪さが残ることになります。賠償問題は、どんな解決方法をとるにしても、ある程度互譲の精神が必要です。

したがって、訴訟になっても、裁判所では判決という形より、円満解決の道として和解を勧めます。これは裁判上の和解といわれるものですが、早期、妥当な、しかも感情のしこりが残らない解決というメリットがありますから、しかるべきタイミングで和解したほうが賢明といえる場合が多いのです。

和解すると和解調書が作られ、これは確定判決と同じ効力を持ちます。

<交通事故の多い日は？ 交通事故の多い交差点は？>

社団法人日本損害保険協会では、警察の事故データを基にした分析から「事故多発日」と「事故多発交差点」をホームページに掲載しています。ドライバーのみなさんに周知いただき、事故防止にお役立ていただければ幸いです。

○事故多発日—交通危険度診断

事故データを分析した結果、統計上明らかに通常のレベルより多く事故の発生する日が存在することがわかりました。つまり気象庁で「晴れの特異日」などと呼んでいるものと同様に特定の日にそれも曜日に関係なく、なんらかの原因で事故が集中している「事故の特異日」が存在するのです。

(<http://www.sonpo.or.jp/sonpo-life/bousai/kiikenbi/>)

○事故多発交差点

政令指定都市が所在する11都道府県の交通事故が多発する交差点199か所について、その事故分析を行い、特徴点を明らかにしています。

(<http://www.sonpo.or.jp/sonpo-life/bousai/kousaten/>)

SONPO 社団法人日本損害保険協会

交通危険度診断

あなたの交通危険度を診断します

個人向け、法人向けにそれぞれ交通危険度診断サービスを提供しています。

個人向けサービス

法人向けサービス

4 過失相殺

①過失相殺とは

賠償額を決める場合のポイントは二つあります。一つは損害額の算定です。人身事故の場合は、治療関係費、休業損害、慰謝料、逸失利益、葬儀費などを積算します。物損事故のときは、物の損害（修理費）、休業損害などです。

加害者の過失が100%ならば、算定した損害額がそのまま賠償額になります。しかし、交通事故では一方が100%で、もう一方が0%というケースはまれで、ほとんどは双方に過失があります。

そこで、もう一つのポイントは**過失相殺**です。被害者に過失がある場合、過失の程度に応じて賠償額を減額することを過失相殺といいます。

民法第722条(26ページ参照)は、過失相殺について次のように規定しています。

民法第722条 被害者二過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得

ここで明らかなように、過失相殺をするかしないか決めるのは裁判所なのです。しかし、過失相殺の認定が裁判所ごとに大き



く違うのでは、社会的に好ましくありません。そこで東京地裁などで統一基準をつくる努力がなされ、利用されています。

損害保険会社も、この基準を参考にして妥当な賠償額を算出しますので、裁判の結果と大きな違いがないようになっています。ですから当事者どうして示談をするときは、事前に、契約している損害保険会社に相談し、賠償額について承認を得ることが大切です。損害額の算定、過失相殺率が妥当でないと、示談金額が認められないかもしれないからです。

■**過失相殺率の例**(財団法人日弁連交通事故相談センター発行「交通事故損害賠償額算定基準」19訂版より)

※ここに示したのは基本割合です。状況によって加算・減算されます。

●信号機のある横断歩道上の事故

イ. 歩行者が青で横断開始、車が赤で横断歩道を通過

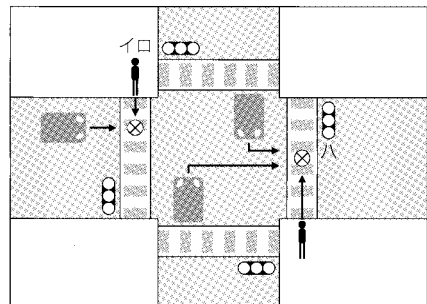
歩行者の過失 0%

ロ. 歩行者が赤で横断開始、車が青で横断歩道を通過

歩行者の過失 70%

ハ. 歩行者が黄で横断開始、車が黄で交差点に進入、右左折

歩行者の過失 20%



●信号機のある横断歩道の直近

イ. 歩行者が青で横断開始、直進の車が赤で横断歩道を通過後衝突

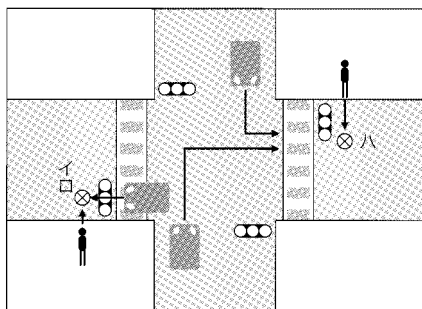
—————> 歩行者の過失 10%

ロ. 歩行者が赤で横断開始、直進の車が青で通過後衝突

—————> 歩行者の過失 70%

ハ. 歩行者が黄で横断、車が黄で交差点に進入、右左折後衝突

—————> 歩行者の過失 30%



●信号機のある交差点の直進四輪車どうしの事故

イ. A車青信号 B車赤信号

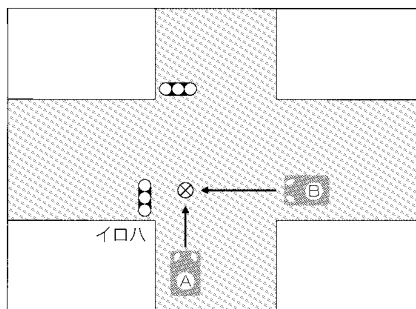
—————> A車の過失 0%
B車の過失 100%

ロ. A車黄信号 B車赤信号

—————> A車の過失 20%
B車の過失 80%

ハ. A、B車ともに赤信号

—————> A車の過失 50%
B車の過失 50%



●同一方向に進行する車どうしの事故

イ. A車が不必要な急ブレーキをかけた(道交法第24条違反)ためB車が追突

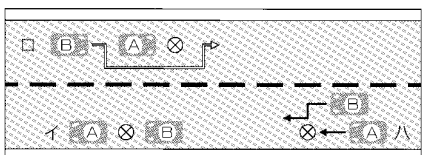
—————> A車の過失 30%
B車の過失 70%

ロ. 追越危険場所の追い越しで、A車に避讓義務(道交法第27条)違反があったとき

—————> A車の過失 10%
B車の過失 90%

ハ. 割り込み事故

—————> A車の過失 30%
B車の過失 70%



●単車と四輪車の事故

イ. 直進車どうしが両者とも赤で交差点内に進入して衝突

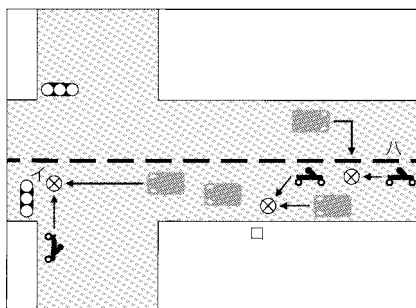
—————> 単車の過失 40%
四輪車の過失 60%

ロ. 単車の割り込み

—————> 単車の過失 60%
四輪車の過失 40%

ハ. 転回中の四輪車と直進単車

—————> 単車の過失 10%
四輪車の過失 90%



②自賠責保険と任意保険の関係

対人事故の場合、まず自賠責保険が適用され、損害が自賠責保険で支払われる額を超える場合に、任意保険が適用されます。

ところで、任意保険（対人賠償保険）では、事故状況等に応じて過去の裁判例等を参考にしながら民法上の損害賠償の原則どおりに過失相殺するのですが、自賠責保険では、被害者に重大な過失がある場合に限って定率（20%、30%、50%。ただし、傷害による損害部分は20%のみ。）で賠償額を差し引く（過失相殺とは言わず「減額」といいます）ことになっています。これは、自賠責保険が社会的な要請である被害者救済を第一義としていること等を考慮し、交通事故被害者の保護を手厚くしていることによるものです。

ですから、損害額が自賠責保険で支払われる範囲内であれば、ほとんどの場合、減額をしないで査定した損害額が全額支払われるので、問題はありません。

損害額が自賠責保険の支払額を超える場合は、被害者の過失割合が問題になります。被害者の過失がまったくないときは、損害額＝賠償額となりますから、自賠責保険の支払いを超える部分は、全額任意保険の保険金となります。ところが、被害者に過失があるときは、損害額を過失相殺して賠償

額を算出し、その賠償額から自賠責保険の支払額を差し引いたものが、任意保険の保険金として支払われます。

わかりやすく、モデルケースで考えてみましょう。

●損害額が180万円の傷害事故のモデル

医療費	…900,000円	雑費	……………12,000円
付添費	…81,000円	休業損害	…315,000円
交通費	…42,000円	慰謝料	……………450,000円
総損害額	……………1,800,000円		

●被害者の過失0%のとき

自賠責保険から120万円（限度額）、任意保険から60万円が支払われます。

●被害者の過失20%のとき

賠償額＝

$$180万円 \times (100\% - 20\%) = 144万円$$

となり、自賠責保険から120万円（限度額）、任意保険からは差額分の24万円、合計144万円が支払われます。

●被害者の過失40%のとき

賠償額＝

$$180万円 \times (100\% - 40\%) = 108万円$$

この場合には、自賠責保険から120万円（限度額）が支払われ、任意保険からは支払われません（自賠責保険では、重大な過失がない限り減額されません）。

無保険で運転すると免許

自賠責保険をつけないで自動車を運転してはいけないということを、知らないドライバーはほとんどいないでしょう。しかし、それでは無保険で運転したらどんな罰を受けるのか、知らない人が意外に多いようです。あなたはお存じですか？

それではまず、刑事罰からご説明しましょう。平成14年4月改正の自賠法第86条の3では、「…一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」となりました。自賠責保険の保険料

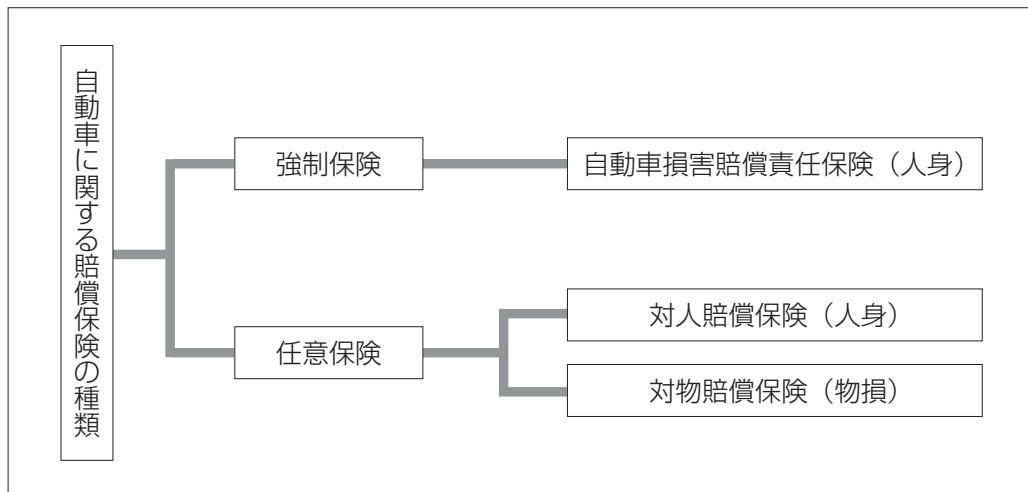
は、自家用乗用車の場合は24か月の契約で29,780円（本土料率）ですから、厳しいものであることがわかります。

次は行政罰です。無保険の違反点数は6点で直ちに免許になります（道路交通法施行令別表第1）。自賠責保険をつけないければ車検が取れないのだから、無保険なんて考えられないと思いませんか？ しかし、その車検を忘れて車検切れのまま運転している人も、たまにはいます。また、原付には車検がありませんから、自賠責保険切れで走っているバイクが現実にはたくさんあります。ご用心、ご用心。

III

交通事故による損害賠償に備える保険

交通事故による損害賠償に備えるための自動車の保険には、法律で加入が義務づけられている自賠責保険（強制保険）と、任意に契約できる任意保険があります。この関係を図示すると、次のようになります。



1. 自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）

1 対人賠償が対象

この保険は、自動車の**運行**によって**他人**の生命または身体を損なったときに、自動車の**保有者および運転者**が負う賠償責任に基づく損害について、保険金を支払います。

したがって、対人賠償損害だけが対象で、対物等他の損害は対象になりません。

運行 「人または物を運送するとしなくともにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いること」をいいます。（自賠法第2条第2項）。一般走行のほか、ドアの開閉、クレーン車のクレーンの上下、ダンプカーのダンプの上下などを含みます。

他人 運行供用者（保有者を含みます）とその自動車の運転者以外の者が「他人」です（最高裁昭和42年9月29日判決）。

保有者 「自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するもの」をいいます（自賠法第2条第3項）。「使用する権利を有する者」とは、正当な使用权を持つ者で、オーナーのほか、貸借契約に基づいて使用する者などが含まれます。

運転者 「他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者」をいいます（自賠法第2条第4項）。

2 支払われる損害の内容

この保険では、被害者救済のために、加害者の損害賠償について基本補償を与え、

また、多数の事故を効率的にさばけるように、定型・定額化された支払基準が法律に基づき定められています。以下は、平成14年4月1日以降に発生した事故に適用される支払基準の主な内容です。

イ. ケガによる損害

対象となる損害は、積極損害（治療関係費、その他の費用）、休業損害および慰謝料の合算額で、支払限度額は被害者1名につき120万円です。

積極損害

○治療関係費

- 治療費（診察料、入院料、投薬料・手術料・処置料・通院費・柔道整復等の費用など）…必要かつ妥当な実費
- 看護料（入院中の看護料（原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合））
…原則として1日につき4,100円
（自宅看護料または通院看護料（医師が看護の必要性を認めた場合または12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合））
…原則として1日につき2,050円
- 諸雑費（入院中の諸雑費）
…原則として入院1日1,100円
- 義肢等の費用（義肢・歯科補てつ、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖等の費用）
…必要かつ妥当な実費。眼鏡の費用は50,000円が限度。
- 診断書等の費用（診断書、診療報酬明細書等の発行手数料）…必要かつ妥当な実費

- 文書料（交通事故証明書・印鑑証明書・住民票等の発行手数料）
…必要かつ妥当な実費

休業損害

休業損害は休業による収入の減少があった場合（家事従事者も含む）または有給休暇を使用した場合に1日につき原則として5,700円。対象日数は、実休業日数を基準とし、被害者のケガの態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内で決められます。立証資料等により1日につき5,700円を超えることが明らかな場合、1日につき19,000円を限度に実費が認定されます。

慰謝料

1日につき4,200円。対象日数は、被害者のケガの態様、実治療日数などを勘案して治療期間の範囲内で決められます。

ロ. 後遺障害による損害

対象となる損害は、労働能力の喪失による逸失利益と該当等級ごとに定められた慰謝料等の合算額で、支払限度額は被害者1名につき第1級で最高3,000万円～第14級で最高75万円です。

ただし、平成14年4月1日以降に発生した事故で、神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合の支払限度額は、被害者1名につき、常時介護のときは4,000万円となり、随時介護のときは3,000万円となります。

逸失利益

該当等級の労働能力喪失率 × 後遺障害確定時の年齢に対応するライヴニッツ係数

慰謝料等

○神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合
常時介護のときは1,600万円（被扶養者がいるときは1,800万円）、随時介護のときは1,163万円（被扶養者がいるときは1,333万円）
また常時介護のときは500万円、随時介護のときは205万円が初期費用等として加算されます。
○上記以外の場合
障害の程度により、第1級1,100万円～第14級32万円
ただし、第1級、第2級、第3級該当者で被扶養者がいるときは、第1級1,300万円、第2級1,128万円、第3級973万円とします。

ハ. 死亡による損害

対象となる損害は、葬儀費、逸失利益、死亡本人の慰謝料および遺族の慰謝料の合算額で、支払限度額は被害者1名につき3,000万円です。

葬儀費

60万円。立証資料等によりこれを超えることが明らかな場合、100万円の範囲内で必要かつ妥当な実費。

逸失利益

(収入額-生活費) × 死亡時の年齢に対応するライヴニッツ係数

慰謝料

○死亡本人350万円
○遺族（被害者の父母、配偶者および子）
1名550万円、2名650万円、3名以上750万円。
被害者に被扶養者がいるときはこの金額に200万円が加算されます。

注. 死亡に至るまでのケガによる損害は前記イ. ケガによる損害と同じです。

二. 減額

次の場合は支払われるべき金額につき減額が行われます。

(イ) 被害者に重大な過失がある場合

死亡または後遺障害による損害については20%、30%、50%。ケガまたは死亡に至るまでのケガによる損害については20%の減額が行われます。

(ロ) 受傷と死亡または後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合

50%の減額が行われます。



3 保険金の請求方法

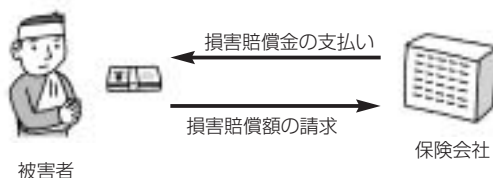
イ. 被害者請求と加害者請求

保険金の請求方法には、被害者請求と加害者請求の二つがあります。

加害者請求



被害者請求



ロ. 共同不法行為がある場合の請求

複数の不法行為者がいっしょになって一つの事故を起こした場合（共同不法行為）は、加害者が複数いることになります。

そこで、

- (イ) 加害者請求の場合…損害賠償義務のある者のうち、ある加害者が損害賠償をしたときは、その加害者は自分以外の共同不法行為者が契約している損害保険会社に対してその責任割合に応じて求償できます。
- (ロ) 被害者請求の場合…加害者が契約している損害保険会社全社に請求できます。

ただし、損害額が1契約の支払限度額内の場合は、どこか1社に請求すればよいことになっています。なお、共同不法行為がある場合は、保険金の支払限度額は支払対象となる自賠責保険の契約数だけ倍加されます（たとえば、共同不法行為自動車2台なら、ケガの最高限度額は120万円の2倍で、240万円となります）。

	被害者請求	加害者請求
本請求	加害者から賠償が受けられないような場合には、加害者の加入している保険会社に直接、損害賠償額の請求ができます。	加害者がまず被害者に損害賠償金を支払ったうえで、その領収証その他必要書類を添えて保険金の請求をします。（未払部分について保険金の請求はできません）
内払請求	治療継続のため、総損害額が確定しない場合であっても、既に発生した損害が10万円以上になると確認されたときに請求ができます。（診療報酬明細書その他損害を証明するものが必要です）	治療継続のため、総損害額が確定しない場合であっても、既に発生した損害が10万円以上になると確認されたときに請求ができます。（実際に支払った金額を限度として請求ができることになっていますので、領収証その他支払ったことを証明するものが必要です）
仮渡金	当座の出費をまかなうために、前払金として請求できます。支払われる金額は次のとおりです。 1. 死亡の場合…290万円 2. 傷害の場合…その程度に応じて40万円、20万円、5万円の3段階があります。	請求できません。

※被害者請求で請求できる方は、原則として、ケガ・後遺障害の場合は本人、死亡の場合は法定相続人となります。
 ※被害者請求の場合、原則として、事故が起こってから2年以内、加害者請求の場合、被害者に賠償金を支払ってから2年以内に損害保険会社に請求しなければ時効となり、保険金が支払われませんのでご注意ください。

4 保険金請求に必要な書類

加害者請求の場合		保険金請求に必要な書類		被害者請求の場合				
死	傷	イ. 仮渡金請求の際に提出していただいた書類は、保険金や損害賠償額請求の場合には再提出していただく必要はありません。 ロ. 太字の用紙は、損害保険会社に備えてあります。(ただし、2.については交付申請書のみ)	取り付け先		死	傷		
亡	害		損害賠償額	仮渡金	損害賠償額	仮渡金		
○	○	1. 保険金 損害賠償額 支払請求書 仮渡金			○	○	○	○
○	○	2. 自動車安全運転センターの交通事故証明書	自動車安全運転センター		○	○	○	○
○	○	3. 事故発生状況報告書	加害者本人、被害者本人等 事故状況に詳しい人		○	○	○	○
○	○	4. 医師の診断書または死体検案書（死亡診断書）	診断書は、治療を受けた医師 または病院		○	○	○	○
○	○	5. 診療報酬明細書	治療を受けた医師 または病院		○		○	
○	○	6. 通院交通費明細書			○		○	
○	○	7. 休業損害、看護料等の立証書類 休業損害の証明は、 (1) 給与所得者…事業主の 休業損害証明書 (源泉徴収票添付) (2) 自由業者、自営業者、農林漁業者…納税証明書、 課税証明書(所得額の記載されたもの)または確定 申告書等	休業損害証明書は事業主納 税証明書、課税証明書等は、 税務署または市区町村		○		○	
○	○	8. 被害者の領収証等加害者の支払を証する書類および示 談書（示談成立の場合のみご提出ください。）						
○	○	9. 保険金等の受領者が請求者本人であることの証明 (印鑑証明) 被害者が未成年者でその親権者が請求の 場合は、上記のほか、当該未成年者の住民票または戸 籍抄本が必要です。	住民票は住民登録をしてい る市区町村、戸籍抄本は本 籍のある市区町村		○	○	○	○
○	○	10. 委任状および(委任者の)印鑑証明 被害者または加害者が第三者に委任し請求する場合、 また死亡事故で請求権者が数名ある場合は、原則とし て1名を代理者とし、他の請求権者全員の委任状およ び印鑑証明が必要です。	印鑑登録をしている(住民 登録をしている)市区町村		○	○	○	○
○		11. 戸籍謄本	本籍のある市区町村		○	○		

(注1) 提出書類はふつう◎印と○印のものが必要です。

ただし、○印のものについては早急に取りそろえることが困難なときは、取りあえず◎印のものをご提出いただければ請求を受けれます。

この場合、○印のものは、後日、損害保険会社または損害保険料率算出機構自賠責調査事務所に提出していただくことになります。

(注2) 上記以外の書類が必要なときは、損害保険料率算出機構自賠責調査事務所からご連絡いたします。

2. 任意の自動車保険

交通事故による損害賠償責任を補償する任意の自動車保険には、現在対人賠償保険と対物賠償保険の2種類があります。

1 対人賠償保険

この保険は、事故で他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について、その損害額が自賠責保険の支払額を超える場合、被害者1名ごとの損害について1名当たりの保険金額（契約金額）を限度に保険金が支払われます。

■交通事故賠償に関する主な高額判決例（対人事故）

認定総損害額	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者の性別・年齢	被害者の職業	被害態様
3億1,201万円	東京地裁	平15. 8.28	平 9. 8.12	女21歳	会社員	後遺障害
2億9,736万円	東京地裁	平 7. 3.30	昭59. 7.18	男40歳	会社役員	後遺障害
2億9,686万円	東京地裁	平12.11.28	平 7. 8. 3	男20歳	専門学校生	後遺障害
2億9,241万円	大阪地裁	平15. 4.18	平11. 1.26	男17歳	高校生	後遺障害
2億6,562万円	大阪地裁	平10.11.30	平 4.10.27	男19歳	大学浪人	後遺障害
2億6,548万円	東京地裁	平10. 3.19	平 5. 2. 8	男20歳	大学生	後遺障害
2億5,721万円	福岡地裁	平11. 4.27	平 6.11.23	男22歳	自衛官	後遺障害
2億5,654万円	東京地裁	平15. 1.22	平 7.10. 4	男25歳	会社員	後遺障害
2億5,050万円	東京高裁	平 8.10.22	平 2.10. 7	男20歳	専門学校生	後遺障害
2億4,435万円	大阪高裁	平14. 5.23	平 7. 6.25	男7歳	小学生	後遺障害
2億4,359万円	大阪地裁	平12. 7.24	平 7.11.11	男16歳	高校生	後遺障害
2億4,307万円	横浜地裁	平15. 5.28	平10. 5.15	男24歳	会社員	後遺障害
2億4,159万円	大阪高裁	平15. 9.26	平11. 9. 5	男10歳	小学生	後遺障害
2億3,699万円	大阪地裁	平 6. 9.29	平元.12. 4	男17歳	電気工	後遺障害
2億3,686万円	広島地裁	平11. 2.25	平 6. 6. 3	男24歳	会社員	後遺障害

（出典）損害保険料率算出機構

注 認定総損害額とは被害者の総損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠責保険等で支払われた金額を控除する前の額です。

■自賠責保険と任意保険の一括仮払制度

自賠責保険と任意保険を契約している保険会社が異なる場合、保険金の請求はそれぞれ契約している保険会社にするのでしょうか？

この場合、任意保険を契約している保険会社に連絡をすれば、自賠責保険の保険金も含めて保険金の支払い手続きがされます。

2 対物賠償保険

この保険は、事故で他人の財物（自動車・家屋など）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について、保険金額（契約金額）を限度に保険金が支払われます。

■交通事故賠償に関する主な高額判決例（対物事故）

認定額	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件
2億6,135万円	神戸地裁	平 6. 7.19	昭60. 5.29	積荷（呉服・洋服・毛皮）
1億3,580万円	東京地裁	平 8. 7.17	平 3. 2.23	店舗
1億2,036万円	福岡地裁	昭55. 7.18	昭50. 3. 1	電車・家屋
1億1,347万円	千葉地裁	平10.10.26	平 4. 9.14	電車
6,124万円	岡山地裁	平12. 6.27	平 8. 9.26	積荷
3,156万円	東京地裁	平13.12.25	平11.11. 5	4階建ビル
3,052万円	東京地裁	平13. 8.28	平11. 5.16	店舗
2,858万円	東京地裁	平14.12.25	平13. 3.28	積荷
2,796万円	高松地裁	平 9. 8.14	平 6.10. 5	大型貨物車
2,629万円	名古屋地裁	平 6. 9.16	平 3. 3.20	観光バス
2,389万円	名古屋地裁	平 4.10.28	平 3. 4.23	トレーラー
2,082万円	東京地裁	平 7.11.14	平 6. 2.22	観光バス
1,966万円	福岡地裁	平12. 6.28	平 9.10. 8	フルトレーラー・積荷
1,928万円	宇都宮地裁	平11. 1.29	平 8. 9. 3	大型貨物車
1,739万円	大阪地裁	平11. 2. 4	平 6.10. 4	トレーラー

（出典）損害保険料率算出機構

注 認定総損害額とは間接損害、弁護士費用等を含み、過失相殺相当額を控除する前の額です。

増えつづける自動車盗難

警察庁の調べによると2004年の自動車盗難認知件数は全国で58,737件で、史上最悪を記録した2003年と比べて減少したものの、依然として高水準で推移しています。（右表参照）

一昔前に発生していた自動車盗難は所有者が自動車の鍵を付けっ放しにした状態で車から離れ、そのスキに自動車を盗まれる、いわゆる「キー付き盗難」が過半数を占め、盗む目的も興味本位で自動車を乗り回

すものが中心でした。しかし、現在では自動車の鍵を抜いていたにも関わらず盗難に遭う、いわゆる「キーなし盗難」が全体の7割を超え、その多くはプロの窃盗団による犯行と考えられています。また、盗難被害に遭う自動車の車種は、かつて高級車やRV車が中心でしたが、現在では大衆車も狙われるようになっており、今や自動車盗難は誰にでも起こり得る問題となっています。

年次	自動車盗難認知件数
2000年	56,205(35,010)
2001年	63,275(41,532)
2002年	62,673(42,469)
2003年	64,223(45,655)
2004年	58,737(42,738)

（注）括弧書きはキーなし盗難の認知件数

3. その他の交通事故リスクに備える保険

任意の自動車保険には、対人賠償保険、対物賠償保険以外にも、現在、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険、車両保険、人身傷害補償保険等があり、危険管理の手段として十分に役立ちます。

1 自損事故保険

この保険は、ご契約の自動車の保有者、運転者またはその自動車に乗車中の人が、自動車事故によって死亡または傷害を被り、その損害について、自賠責保険の補償の対象外の場合（車が電柱に衝突して運転者が死亡した場合など）、保険金が支払われます。

2 無保険車傷害保険

この保険は、無保険自動車との事故で、ご契約の自動車に乗車中の人が死亡し、または後遺障害を負うことによって被る損害について保険金が支払われます。

■「無保険車」とは

事故の相手の車が、

- 対人賠償保険をつけていない場合
- 対人賠償保険をつけているが、保険金が支払われない場合
- 対人賠償保険をつけているが、その保険金額（契約金額）がこちらの無保険車傷害保険の保険金額より少なく、損害額をカバーできない場合
- あて逃げされて、相手車が明らかでない場合

のいずれかに該当するものです。

3 搭乗者傷害保険

この保険は、ご契約の自動車に乗車中の人が自動車事故により死亡または傷害を被った場合、その損害に対して、1名ごとの損害につき1名当たりの保険金額を限度として保険金が支払われます。

4 車両保険

この保険は、ご契約の自動車が衝突、接触、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金が支払われます。

なお、特約条項を付けることにより、保険金が支払われる事故を限定することもできます。

5 人身傷害補償保険

ご契約の自動車または他の自動車に乗車中や歩行中に自動車事故で死亡または傷害を被った場合、または後遺障害を負った場合、所定の基準に基づいて算定した保険金が支払われます。

なお、人身傷害補償保険は発売していない会社もありますので、契約している損害保険会社または代理店にお問い合わせ下さい。

※損害保険会社によっては、上記の各保険で補償されない損害を補償する保険（特約）を発売している会社もあります。詳しくは、契約している損害保険会社または代理店にお問い合わせ下さい。

4. 交通事故と社会保険

交通事故の治療についても健康保険が利用できます。スリップ事故を起こしてご自身がケガをしたような単独事故であれば、当然健康保険で治療を受けることでしょう。

同様に加害者（第三者）に衝突された事故でも健康保険による治療が受けられることになっています（ただし、業務上のケガは健康保険の対象外となります）。

健康保険を使った場合のメリットとしては、

- (1) 被害者にも過失がある場合、被害者は過失相当部分の治療費を自己負担しなければなりません。健康保険を利用すればその部分を肩代わりしてもらえるため被害者の負担が軽くなる。
- (2) 健康保険を利用すると自由診療（健康保険を使わない治療）に比べて治療費が安くすむ結果、自賠責保険しか使えない場合、ケガによる損害の限度額120万円に余裕が生じるため、被害者は休業補償、慰謝料等の支払いを受けられる可能性がある。

などがあげられます。

なお、健康保険が医療機関に支払った治療費などは、後日健康保険から加害者あてに求償がなされるので、被害者は遅滞なく「第三者行為届」を健康保険組合または社会保険事務所に提出しておく必要があります。

また、当該交通事故が労災事故と認定されるようなケースでは、労災保険を利用することもできます。この場合も考え方は基本的には健康保険と変わりません。

健康保険につきましては、健康保険組合などにご照会ください。



飲酒運転による事故が多い地域はどこ？

右表は都道府県別の飲酒運転事故率のワースト10です。中でも沖縄県は、全国平均の約3倍、2位の長崎県に約2倍近い差をつけたずば抜けて高い地域です。

その原因はいろいろ言われていますが、沖縄県には夜型社会や飲酒に寛容な社会性があることなどが挙げられています。

飲酒運転は犯罪です。これら事故率の高い地域にお住まいのドライバーは認識を新たにして、改善に努めましょう。

都道府県別の飲酒運転事故率

順位	都道府県	2001年～2003年の合計		
		飲酒事故 (A)	全事故 (B)	事故率 (A/B)
1	沖 縄	1,185	17,801	6.66%
2	長 崎	943	26,598	3.55%
3	千 葉	3,779	112,231	3.37%
4	東 京	8,174	246,350	3.32%
5	山 梨	671	22,775	2.95%
6	北海道	2,606	89,705	2.91%
7	和歌山	738	25,700	2.87%
8	宮 城	1,134	39,510	2.87%
9	鳥 取	266	9,435	2.82%
10	島 根	282	10,049	2.81%
全国合計(平均)		63,230	2,756,357	2.29%

※原付以上(第1当事者)による事故件数。警察庁データによる

5. 万一、事故が起こったときのご注意

事故発生時に、次の手続きを怠ると保険金が支払われない場合もありますので、ご注意ください。

イ. 警察署への届け出

事故が発生したときは、人身事故、物損事故を問わず、もよりの警察署へただちに届け出なければなりません。これは、道路交通法第72条に規定されているドライバーの義務ですが、保険の利用者としても大切なことです。

保険金の請求には原則として交通事故証明書が必要となります。これは、警察署への届け出をしておかないと、発行してもらえません。

なお、人身事故の場合には、警察署への届け出の際に、人身事故であることを明確に届け出るようにご注意ください。

ロ. 損害保険会社、取扱代理店へのご連絡

警察署への届け出が済んだら、契約されている損害保険会社または取扱代理店へ、次の事項を遅滞なくご連絡ください。

- (イ) 事故の状況
- (ロ) 相手（被害者）の住所・氏名
- (ハ) 目撃者がいる場合は、その人の住所・氏名
- (ニ) 損害賠償の請求を受けたときはその内容

ハ. 示談の前に損害保険会社の承認を

損害賠償について相手と示談される場合は、事前に契約されている損害保険会社に示談内容について承認を得てください。損害保険会社が承認しないうちに示談されると、保険金が支払われないことがあります。

ニ. 修理する前に損害保険会社の承認を

事故にあった自動車を修理される場合は、事前に契約されている損害保険会社の承認を得てください。損害保険会社の承認なしに修理に着手されると、保険金が支払われないことがあります。

ホ. 其他のご注意

- (イ) 損害賠償責任に関する訴訟…損害賠償責任に関して訴訟を提起する場合、また相手から訴訟を提起された場合は、必ず契約されている損害保険会社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金が支払われないことがあります。
- (ロ) 保険金の請求にあたっては、損害保険会社から必要な書類の提出を求められることがありますので、詳しくは損害保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

■交通事故が起きたときの対応

交通事故が起こったときは、落ち着いて次の行動をとりましょう。

- (1) 被害者の救護（負傷者の状態を確認し、必要に応じ救急車の手配・近くの病院への搬送等）
- (2) 安全確保（自動車を安全な場所に移動する）
- (3) 物損程度・現場住所等を確認

- (4) 警察への通報
- (5) 互いに相手の住所、氏名、電話番号、車両登録番号、保険会社名、自賠責証明書番号（自賠責保険）、証券番号（任意自動車保険）等を確認
- (6) 自分の契約している損害保険会社（または代理店）に事故報告
- (7) 被害者へのお見舞い

参考資料 本テキストに掲載されている法律

民法

第709条 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

〈解説〉

故意または過失によって他人に損害を与えた者は、損害賠償責任を負う旨を定めています（一般的な不法行為責任）。

「不法行為」が成立する主な要件は、加害者に「故意または過失」があったこと、加害者に「違法性」があったこと、加害者の故意・過失による違法な行為と被害者に生じた損害との間に因果関係があることであり、いずれかが欠けても不法行為は成立しません。

なお、この不法行為責任のポイントは次のとおりです。

- ・ 故意も過失もない（不可抗力である）場合は、賠償責任は生じません。ただし、自動車事故の場合不可抗力（予見できない事故）であったと認められた例は、きわめて稀です。
- ・ 故意または過失があったことの立証責任は被害者側にあります。

第715条 ① 或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者力其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者力被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相当ノ注意ヲ為シタルトキ又ハ相当ノ注意ヲ為スモ損害力生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス

② 使用者二代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

③ 前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償権ノ行使ヲ妨ケス

〈解説〉

従業員が会社の事業の執行中に第三者に損害を与えた場合、使用者や業務を監督する立場の者にも損害賠償責任を負う旨を定めています（使用者責任）。

これは、従業員の働きによって使用者は利益を得ているため、利益だけではなく、損失も帰すと考える考え方（報償責任の原理）に基づいています。また、使用者は、自己の活動領域を拡大することにより、社会に対する加害の危険を作り出したのであるから、そうした危険が現実化した場合には相当の責任を負担すべきという考え方（危険責任説）もあります。さらに、一般的には従業員は十分な賠償資力を有していないため、使用者にも賠償責任を負わせることで被害者の救済を図っています。

「使用者責任」が成立するには、使用者と従業員の間使用関係があること、従業員が「事業を執行」していたこと、第三者に対して不法行為があったことが挙げられます。

「事業の執行」とは、判例によると「従業員の職務執行行為そのものには属しないが、その行為の外形から観察して、あたかも従業員の職務の範囲内の行為に属するものとみられる場合をも包含する。」としています。

なお、使用者は従業員に対して賠償金を求償できる旨の規定となっておりますが、「事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他の諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において（中略）

求償の請求をすることができる」と一定の制限がされているのが一般的です。

第722条 ① 省略

② 被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得

〈解説〉

被害者にも過失がある場合、裁判所は損害賠償額を算定する際に減額をすることができる旨を定めています。これは、被害者・加害者双方の不注意で事故が発生した場合、加害者に全ての損害賠償責任を負わせることは不公平であるため、被害者の過失の取扱いを定めています。

自動車損害賠償保障法

第3条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではない。

〈解説〉

自己のために自動車を運行の用に供する者（運行供用者）が、その運行によって他人の生命又は身体を害した場合、賠償責任を負う旨を定めています。

「運行供用者」とは、自動車を自分の思いどおりに使うことができる状況（運行支配）にあって、自動車を運行することが自分の利益（運行利益）につながる人のことです。

第86条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一. 第5条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の規定に違反した者
- 二. 省略
- 三. 省略

〈解説〉

第1号は自賠責保険をつけずに自動車やバイクを運転した場合、規定されている罰則が適用される旨が規定されています。

自賠責保険が法律に基づく強制保険であることをご存知の方は多いと思いますが、このように自賠責保険に加入せずに自動車やバイクを運転すると罰則がありますので、注意する必要があります。

道路交通法

第24条 車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。

第27条 ① 車両（道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第

2号に掲げる特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「乗合自動車」という。）及び（トロリーバスは除く。）は第22条第1項の規定に基づく政令で定める最高速度（以下この条において「最高速度」という。）が高い車両に追いつかれたときは、その追いついた車両が当該車両の追越しを終わるまで速度を増してはならない。最高速度が同じであるか又は低い車両に追いつかれ、かつ、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも、同様とする。

- ② 車両（乗合自動車及びトロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、最高速度が高い車両に追いつかれ、かつ、道路の中央（当該道路が一方通行となっているときは、当該道路の右側端。以下この項において同じ。）との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合においては、第18条第1項の規定にかかわらず、できる限り道路の左側端に寄ってこれに進路を譲らなければならない。最高速度が同じであるか又は低い車両に追いつかれ、かつ道路の中央との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合において、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも、同様とする。

第72条 車両等の交通による人の死傷又は物の損壊（以下「交通事故」という。）があったときは、当該車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

- ② 前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去ってはならない旨を命ずることができる。
- ③ 前二項の場合において、現場にある警察官は、当該車両等の運転者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

④ 省略

〈解説〉

この条項は、事故が発生した時に運転者が行わなければならないことを規定したものであり、交通事故が発生した場合、運転者等は負傷者の救護を行わなければならない、後続車の整理など危険防止措置をとらなければならない、警察に事故発生日時、場所、死傷者数、負傷者の傷の程度等を報告しなければならないという義務があります。

交通事故が発生した場合、負傷者の救助や警察への通報をしなければならないことはご存知だと思いますが、このように法律に基づいた運転者の義務となっています。

■ (財) 日弁連交通事故相談センター全国相談所一覧

2005年2月7日現在

◎本 部	03(3581)4724	武蔵村山	042(565)1111	鳥 取	0857(22)3912
◎札 幌	011(251)7730	東大和	042(563)2111	米 子	0859(23)5710
新札幌	011(896)8373	清 瀬	0424(92)5111	島 根	0852(21)3450
小 樽	0134(23)8373	東久留米	0424(70)7777	石 見	0855(22)4514
室 蘭	0143(47)8373	多 摩	042(338)6806	◎岡山	086(223)4401
苫小牧	0144(35)8373	稲 城	042(378)2286	倉 敷	086(422)0478
函 館	0138(41)0232	あきる野	042(558)1111	津 山	0868(22)0464
旭 川	0166(51)9527	羽 村	042(555)1111	井 笠	086(234)1811
釧 路	0154(41)0214	◎横 浜	045(211)7700	東 備	086(234)5700
青 森	017(777)7285	山 梨	055(235)7202	阿 新	086(233)4343
弘 前	0172(33)7834	長 野	026(232)2104	高 梁	086(221)2133
八 戸	0178(22)8823	松 本	0263(35)8501	勝 英	086(224)8845
岩 手	019(623)5005	◎新 潟	025(222)3765	真 庭	086(225)0779
◎仙台	022(223)7811	長 岡	0258(35)8373	◎広 島	082(225)1600
秋 田	018(862)3770	三 条	025(222)3765	東広島	082(421)0021
◎山 形	023(635)3648	上 越	025(222)3765	呉	0823(24)6755
酒 田	023(635)3648	村 上	0254(53)2111	尾 道	0848(22)4237
鶴 岡	023(635)3648	佐 渡	025(222)3765	福 山	084(973)5900
福 島	024(536)2710	富 山	076(421)4811	備 北	0824(64)1008
郡 山	024(922)1846	金 沢	076(221)0242	山 口	083(922)0087
◎水 戸	029(221)3501	福 井	0776(23)5255	下 関	0832(31)1111
◎栃 木	028(622)2008	◎岐 阜	058(265)0020	萩	0838(24)0500
◎前 橋	027(234)9321	静 岡	054(252)0008	徳 島	088(652)5768
太 田	0276(46)4824	沼 津	055(931)1848	◎高 松	087(822)3693
◎埼 玉	048(710)5666	浜 松	053(455)3009	◎愛 媛	089(941)6279
◎千 葉	043(227)8530	掛 川	053(455)3009	◎高 知	088(822)4867
◎東京三会	03(3581)1782	菊 川	0537(35)0923	◎福 岡	092(741)3208
三多摩	0426(45)4540	三 島	055(983)2651	甘 木	0946(21)6633
八王子	0426(20)7227	下 田	0558(23)5151	◎北九州	093(561)0360
立 川	042(523)2111	◎名古屋	052(252)0044	久留米	0942(30)0144
武蔵野	0422(51)5131	豊 橋	0532(52)5946	飯 塚	0948(28)7555
三 鷹	0422(45)1151	岡 崎	0564(54)9449	いとしま	092(321)4400
青 梅	0428(22)2816	三 重	059(228)2232	むなかた	0940(34)8266
府 中	042(366)1711	滋 賀	077(522)2013	博多駅前	092(433)8301
昭 島	042(544)5122	◎京 都	075(231)2378	二日市	092(918)8120
調 布	0424(81)7111	◎大 阪	06(6364)8289	◎佐 賀	0952(24)3411
町 田	042(724)2102	なんば	06(6645)1273	長 崎	095(824)3903
小金井	042(387)9818	門 真	06(6902)1231	佐世保	0956(22)9404
小 平	042(341)1211	茨 木	072(620)1603	五 島	095(824)3903
日 野	042(585)1111	岸和田	0724(33)9391	◎熊 本	096(325)0913
東村山	042(393)5111	堺	072(223)2903	大 分	097(536)1458
国分寺	042(325)0111	◎神 戸	078(341)1717	宮 崎	0985(22)2466
国 立	042(576)2111	尼 崎	06(6489)6404	鹿児島	099(226)3765
西東京(田無)	0424(64)1311	明 石	078(912)1111	◎那 覇	098(835)4343
西東京(保谷)	0424(64)1311	◎奈 良	0742(22)2035	コザ	098(835)4343
福 生	042(551)1511	南 和	07472(3)5234	石 垣	09808(8)8688
狛 江	03(3430)1111	和歌山	073(422)4580		

上記◎の相談所では示談斡旋業務を行っております。

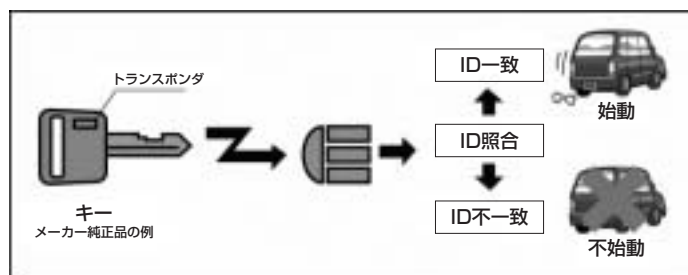
札幌	011(290)1881	立川	042(525)9216	神戸	078(222)7220
青森	017(722)1025	横浜	045(323)6211	岡山	086(232)7020
盛岡	019(651)4495	静岡	054(252)3334	広島	082(247)5003
秋田	018(823)5922	名古屋	052(971)7161	山口	083(925)0999
仙台	022(223)9222	岐阜	058(252)7513	高松	087(821)0389
山形	023(633)0589	四日市	0593(53)5946	徳島	088(622)5279
福島	024(521)1295	富山	076(432)2294	松山	089(945)2335
新潟	025(225)1851	金沢	076(232)0214	高知	088(825)0318
水戸	029(226)1693	福井	0776(22)3282	福岡	092(713)7318
宇都宮	028(621)6463	大津	077(525)3954	佐賀	0952(29)8768
前橋	027(223)2316	京都	075(211)9601	長崎	095(824)2571
さいたま	048(854)9463	鳥取	0857(24)4233	大分	097(536)5043
千葉	043(284)7955	松江	0852(24)2165	熊本	096(324)8740
甲府	055(228)8335	大阪	06(6202)2640	宮崎	0985(28)1199
松本	0263(35)7790	奈良	0742(35)1751	鹿児島	099(252)3466
東京	03(3255)1377	和歌山	073(431)6290	沖縄	098(868)8950

* ご相談は無料です。専門の相談員がご相談に応じます。

* 相談日：月曜日から金曜日（祝日を除く。）9：00～12：00 13：00～17：00

ご存知ですか 自動車盗難防止の切り札 イモビライザ

イモビライザはキーから発信される暗号（IDコード）を車両本体内のコンピュータで照合し、正規のキーと判定されないとエンジンが掛からない盗難防止装置です。同一車種でイモビライザ装着車と非装着車の盗難率を比較すると、装着車は、非装着車のおよそ1/3～1/8というデータが警察庁から発表されています。



上記の仕組みのイモビライザ（メーカー純正品）は新車購入時のみ装着可能です。新車を購入する際は標準装備かオプションでイモビライザを付けられるかを確認し、装着可能であれば自動車盗難に備えイモビライザを装着しましょう。

本テキストの内容はホームページでもご覧いただくことができます。

➡ <http://www.sonpo.or.jp>

本テキストに関するお問い合わせ先
日本損害保険協会 生活サービス部／電話03（3255）1294

社団法人 日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
TEL. 03-3255-1294
URL. <http://www.sonpo.or.jp>

損害保険に関することはお気軽に次のフリーダイヤル
(電話料金無料)へご相談ください。

日本損害保険協会  **0120-107808**
そんがいまけん相談室

受付時間：午前 9 時00分～午後 6 時00分(月～金曜日、祝祭日を除く)



くるまから離れるときは必ずキーを
抜きドアをロックしましょう。
イモビライザーは、とても効果的な
盗難防止装置です。



かけがえない環境と
安心を守るために
(社)日本損害保険協会は
ISO14001を認証取得しました。



古紙配合率100%再生紙を
使用しています。



印刷には大豆油インクを
使用しています。